

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年12月3日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

小文地区（三次市河内町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年7月3日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	1経営体
	個人	4経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

糸井乙地区（三次市糸井町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 11 月 26 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

三若地区（三次市三若町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 11 月 10 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 2 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

三次市長 増田 和俊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

志和地地区（三次市下志和地町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 11 月 1 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 2 経営体  
個人 7 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

寺町地区（三次市向江田町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 10 月 10 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 2 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

本谷地区（三次市布野町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 11 月 15 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 3 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲  
むろだに地区（三次市布野町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 30 年 10 月 17 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。